

国土交通大臣認定等の仕様と異なる仕様の具体的な内容

○具体的な内容は以下のとおり(いずれも準耐火建築物にかかる仕様の不適合施工)

・間仕切壁の準耐火構造大臣認定関係・・・**図1参照**

(認定番号QF045BP-9071※、(社)石膏ボード工業会)※平成14年5月16日以前は、準耐火(通)W1001

	大臣認定仕様	不適合施工
①	・下地組で 胴縁を施工。	・下地組で 胴縁を未施工。
②	・石膏ボードを長さ 38.1 mm以上の石膏ボード用くぎか、長さ 40 mm以上の石膏ボード用スクリューねじで留める。	・石膏ボードを長さ 28 mmのビス (ねじ) で留めていた。
③	・くぎ及びスクリューねじの留め間隔はボード周辺部は 150mm 以下、中間部は 200mm 以下とする。	・ボード周辺部、中間部共 200～250mm の間隔でビス (ねじ) を留め付けていた。

・床の準耐火構造告示関係(平成12年建設省告示第1358号)・・・**図2参照**

告示仕様	不適合施工
・床の直下の天井と壁の取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。	・床の直下の天井と壁の取合い等の部分の裏面に当て木が 未施工。

図1. 間仕切壁 (イメージ)

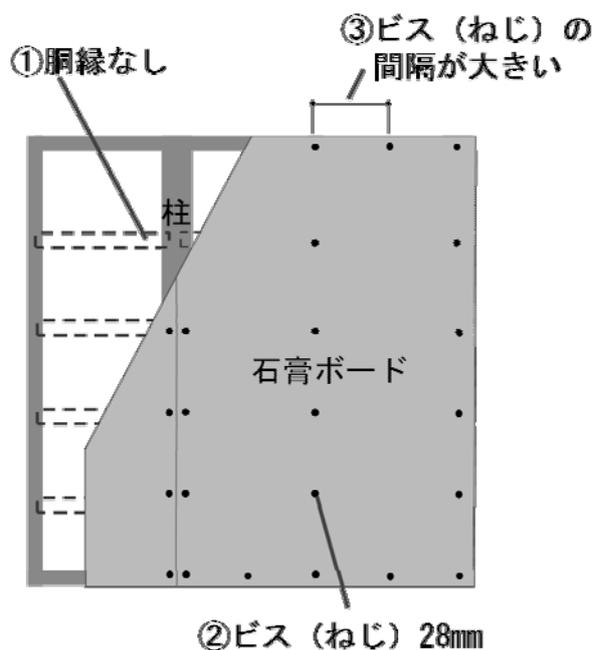


図2. 床の直下の天井と壁 (イメージ)

